

令和7年度 高崎市保育士等家賃補助金 申請のてびき

高崎市では、保育士等の確保及び定着支援を図るため、新たに市内の保育施設等に就職し、市内の賃貸住宅等に入居する者に対して、予算の範囲内で家賃の一部を補助する事業を実施しています。

1 補助対象者について

次のすべての要件を満たす場合に対象となります。

要件一覧	①過去1年以内に、現在勤務する保育施設等（※1）を除く、市内の他の保育施設等で保育士等（※2）として勤務した経験がなく、令和5年4月1日以降、新たに市内の保育施設等に就職した保育士等であること。
	②市内の賃貸住宅等（※3）に居住しており、本市の住民基本台帳に記録されていること。
	③継続して勤務する意思があること。
	④生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
	⑤市税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。）について滞納をしていないこと。
	⑥家賃（※4）について滞納していないこと。
	⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。
	⑧過去に当該交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと、又は第6条に規定する補助対象期間の上限（12月）まで補助金の交付を受けていないこと。

- ※1 保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設をいう。
認可外保育施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出又はこれに準じる届出を行った施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2に規定する施設を除く。）のうち、1日あたりの開所時間がおおむね8時間以上であるものをいう。ただし、居宅訪問型保育事業は除く。
- ※2 事業主と直接雇用契約を結び、市内の保育施設等で1日6時間以上かつ月20日以上、または月120時間以上勤務する常勤職員（保育士、保育教諭、幼稚園教諭、保健師、看護師、調理員、栄養士及び事務職員等）をいう。
- ※3 保育士等が自己の居住の用に供するために、本人名義で住宅の所有者と賃貸借契約を締結した住宅であり、当該家賃について自己負担のあるものをいう。ただし、保育士等の配偶者又は2親等以内の親族が所有する住宅を除く。また、社宅については、保育士等の宿舍として事業主が借り上げた居室をいう。
- ※4 賃貸住宅等に係る賃貸借契約に定められた賃借料（共益費及び管理費を含み、駐車場使用料、敷金、礼金及び更新料その他の居住以外の費用を除く。）の月額をいう。また、社宅については、当該賃借料について保育士等が自己負担のある月額をいう。

2 補助金の額について

補助金の額は、家賃から住居手当等及びその他の補助制度等の補助額を差し引いた額の2分の1（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1ヶ月当たり20,000円を上限として補助します。

※ただし、月途中の入退去により日割で計算する家賃については、対象外となります。

3 補助対象期間について

補助要件を満たし、かつ、初めて家賃の全額を支払った月、又は認定の申請日が属する年度の4月のいずれか遅い方から通算して12月を限度とします。

※雇用開始日が月途中の場合、その月は補助対象期間には含めず、次の月からが補助対象期間となります。たとえば、雇用開始日が4月18日の場合、5月から12月分が補助対象期間となります。

4 認定の申請について（事前申請）

補助金の交付申請を行う前に、次に掲げる書類を添えて申請し、要件を満たしていることの確認を受けてください。申請については通年で受付をしておりますが、5（1）の表に記載の受付期間前までには申請してください。

※①の書類については、記入例も参考にしてください。

チェック	書類
<input type="checkbox"/>	①高崎市保育士等家賃補助金交付申請に係る認定申請書（様式第1号） ※「雇用証明書」の部分は事業主から記載及び証明を受けてください。【指定様式、記入例：4・5ページ】
<input type="checkbox"/>	②賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し。また、社宅については家賃の分かるものの写し ※途中で家賃等が変更された場合は、「7 お問い合わせ」までご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	③本人の身分を証明できるものの写し ※運転免許証やマイナンバーカードなど。

※認定の通知を受けた後、認定に関わる事実に変更が生じた場合には、高崎市保育士等家賃補助金交付申請に係る認定変更申請書（様式第4号）に、必要書類を添えて提出をお願いします。

5 補助金の交付申請方法等について（申請時期に注意）

年度を2期に分け、申請者からの申請に基づき交付します。期ごとに申請が必要ですので、申請受付期間内に必要書類を高崎市役所保育課（幼稚園は教職員課）まで提出してください（支所では受付できません。）。

（1）受付期間等について

期別	受付期間	交付（振込）時期
第1期（令和7年4月～令和7年9月分）	令和7年10月1日（水）～10月31日（金）	令和7年11月下旬予定
第2期（令和7年10月～令和8年3月分）	令和8年3月2日（月）～3月31日（火）	令和8年4月下旬予定

※申請受付期間の最終日（令和8年3月31日（火））までに申請書類の提出がない場合、その理由を問わず、補助金の交付はできませんのでご注意ください（郵送の場合、当日消印有効）。

（2）申請に必要な書類について

※①、④の書類については、記入例も参考にしてください。

チェック	書類
<input type="checkbox"/>	①高崎市保育士等家賃補助金交付申請書（様式第6号） ※「継続雇用証明書」の部分は事業主から記載及び証明を受けてください。【指定様式、記入例：6ページ】
<input type="checkbox"/>	②高崎市保育士等家賃補助金交付申請に係る認定通知書（様式第2号）の写し ※保育課または教職員課から通知された上記認定通知書の写しをご提出ください。
<input type="checkbox"/>	③本人の身分を証明できるものの写し ※運転免許証やマイナンバーカードなど。 ※本人の身分を証明できるものの写しについては、認定申請及び第1期の交付申請時のみご提出ください。第二期の交付申請時は記載事項に変更がない場合には提出不要です。
<input type="checkbox"/>	④高崎市保育士等家賃補助金交付請求書（様式第9号） ※「請求年月日」と「請求金額」は記入せず、振込先口座情報を記入してください。 【指定様式、記入例：7ページ】
<input type="checkbox"/>	⑤家賃の全額を支払ったことが確認できる書類 ※通帳の写しを提出される場合は、補助対象期間の家賃を支払ったことが分かるページの写しをご提出ください。

6 注意事項

申請に不正が認められた場合、補助金は交付できません。また、不正に補助金の交付を受けた場合、補助金を返還いただくこととなります。なお、市が必要があると認めるときは、申請者に対し、報告又は必要な資料を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

7 お問い合わせ先（申請書類の提出先）

この補助金についての問い合わせ及び申請書類の提出先は、次のとおりです。

【保育所、認定こども園、認可外保育施設に関して】

担 当：高崎市役所 福祉部 保育課 保育担当（1階12番窓口）

住 所：高崎市高松町35番地1

電 話：027-321-1246（課直通）

【幼稚園に関して】

担 当：高崎市役所 教育部 教職員課 幼稚園担当（16階）

住 所：高崎市高松町35番地1

電 話：027-321-1298（課直通）

高崎市保育士等家賃補助金交付申請に係る認定申請書

高崎市保育士等家賃補助金の交付申請のため、高崎市保育士等家賃補助金交付要綱第7条の規定により認定書の交付を申請します。また、申請にあたり宣誓事項について宣誓し、高崎市が私の個人情報（課税情報等）を確認することについて同意いたします。

20××年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 高崎市長

申請者 郵便番号 〒370-●×▲■
 住 所 高崎市〇〇町〇〇番地
 〇〇アパート〇〇号
 ふりがな たかさき たろう
 氏 名 高崎 太郎
 生年月日 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日
 連絡先 ●●● (●●●) ●●●●
 勤務先 〇〇〇保育園

この書類の「申請者」欄、補助金交付申請書の「申請者」欄、請求書の「請求者」欄、「口座名義」欄は、すべて同じ方を記入してください。

※以下の証明書は、事業主から記載及び証明を受けてください。
 ※代表者名欄の印については、代表者印等をお願いします。

雇 用 証 明 書

上記申請者は、2025年 4月 1日に当事業所と直接雇用契約を結び、上記勤務先で **保育士** として1日6時間以上かつ月20日以上、または月120時間以上勤務している職員であることを証明します。

2025年 4月 23日 所在地 高崎市〇〇町〇〇番地

事業所名 社会福祉法人 ●●●

代表者名 理事長 ■■■■■

代表者印
 社会福祉法人

連絡先 ▲▲▲ (▲▲▲) ▲▲▲▲

《住居手当（1ヶ月）の額》
 ※家賃を補助することを目的とした手当等がある場合のみ記載
 10,000 円

添付書類

- 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し。社宅については家賃の分かるものの写し。
- 本人の身分を証明できるものの写し

提出の際に添付書類を忘れていないかチェックをお願いします。

宣誓書

(宛先) 高崎市長

私は、高崎市保育士等家賃補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定による認定の申請をするにあたり、以下のことについて宣誓します。

- 過去1年以内に、現在勤務する保育施設等を除く、市内の他の保育施設等で保育士等として勤務した経験がなく、令和5年4月1日以降、新たに市内の保育施設等に就職した保育士等である。
- 市内の賃貸住宅等に居住しており、本市の住民基本台帳に記録されている。
- 継続して勤務する意思がある。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていない。
- 市税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。）について滞納をしていない。
- 家賃について滞納していない。
- 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。
- 過去に当該交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと、又は第6条に規定する補助対象期間の上限（12月分）まで補助金の交付を受けていない。

※全てにチェックが入らない場合は、認定書発行の対象になりません。

各項目について確認の上、全てにチェックを記入してください。
全てにチェックが入らない場合は、認定書発行の対象になりません。

高崎市保育士等家賃補助金交付請求書

(宛先) 高崎市長

記入せず、空欄のまま提出してください。

請求年月日		年 月 日
請求者	住 所	高崎市〇〇町〇〇番地 〇〇アパート〇〇号
	ふりがな	たかさき たろう
	氏 名	高崎 太郎
	連絡先	●●● (●●●) ●●●●

今回の申請で補助金を請求する期間を記入してください。
なお、この記入例は、第1期を想定して作成しています。

2025年 4月分から 2025年 9月分までの高崎市保育士等家賃補助金として、高崎市保育士等家賃補助金交付要綱第13条の規定により以下のとおり請求します。

記入せず、空欄のまま提出してください。

この書類の「請求者」欄、「口座名義」欄と、補助金交付申請書の「申請者」欄は、すべて同じ方を記入してください。

1 請求金額 円

2 振込先口座情報

金融機関名	高崎〇〇	銀行・信金 信組・農協	支店名	高崎〇〇	支店・出張所				
口座種別	普通・当座	口座番号	0	1	2	3	4	5	6
ふりがな	たかさき たろう								
口座名義	高崎 太郎								

※振込先口座は、請求者本人の名義のものに限る。

〔添付書類〕

家賃の全額を支払ったことが確認できる書類

令和7年度 高崎市保育士等家賃補助金

様式集

書類の名称	ページ
①高崎市保育士等家賃補助金交付申請に係る認定申請書（様式第1号）	9・10
②高崎市保育士等家賃補助金交付申請に係る認定変更申請書（様式第4号）	11
③高崎市保育士等家賃補助金交付申請書（様式第6号）	12
④高崎市保育士等家賃補助金交付請求書（様式第9号）	13

様式第1号（第7条関係）

高崎市保育士等家賃補助金交付申請に係る認定申請書

高崎市保育士等家賃補助金の交付申請のため、高崎市保育士等家賃補助金交付要綱第7条の規定により認定書の交付を申請します。また、申請にあたり宣誓事項について宣誓し、高崎市が私の個人情報（課税情報等）を確認することについて同意いたします。

年 月 日

（宛先）高崎市長

申請者 郵便番号
住 所 高崎市

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

連絡先

勤務先

※以下の証明書は、事業主から記載及び証明を受けてください。
※代表者名欄の印については、代表者印等をお願いします。

雇 用 証 明 書

上記申請者は、 年 月 日に当事業所と直接雇用契約を結び、上記勤務先で として1日6時間以上かつ月20日以上、または月120時間以上勤務している職員であることを証明します。

年 月 日 所在地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

連絡先 _____

《住居手当（1ヶ月）の額》

※家賃を補助することを目的とした手当等がある場合のみ記載

_____ 円

添付書類

- 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し。社宅については家賃の分かるものの写し。
- 本人の身分を証明できるものの写し

宣 誓 書

(宛先) 高崎市長

私は、高崎市保育士等家賃補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定による認定の申請をするにあたり、以下のことについて宣誓します。

- 過去1年以内に、現在勤務する保育施設等を除く、市内の他の保育施設等で保育士等として勤務した経験がなく、令和5年4月1日以降、新たに市内の保育施設等に就職した保育士等である。
- 市内の賃貸住宅等に居住しており、本市の住民基本台帳に記録されている。
- 継続して勤務する意思がある。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていない。
- 市税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。）について滞納をしていない。
- 家賃について滞納していない。
- 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。
- 過去に当該交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと、又は第6条に規定する補助対象期間の上限（12月分）まで補助金の交付を受けていない。

※全てにチェックが入らない場合は、認定書発行の対象になりません。

様式第4号（第9条関係）

高崎市保育士等家賃補助金交付申請に係る認定変更申請書

（宛先）高崎市長

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所 高崎市
ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日
連 絡 先

年 月 日付けの高崎市保育士等家賃補助金交付申請に係る認定事項について、次のとおり変更となるため申請します。

記

変更の理由 :

（添付書類）

- 高崎市保育士等家賃補助金交付申請に係る認定通知書（原本）
- 変更に関連する書類

高崎市保育士等家賃補助金交付申請書

(宛先) 高崎市長

申請年月日		年 月 日
申請者	住 所	〒
	ふりがな	
	氏 名	
	連 絡 先	
	勤 務 先	

《継続雇用証明書》 ※事業主から記載及び証明を受けてください

年 月 日	
上記申請者を、年 月 日より継続して雇用していることを証明します。	
所在地	
事業所名	
代表者名	印
連絡先	

高崎市保育士等家賃補助金の交付について、高崎市保育士等家賃補助金交付要綱第11条の規定により以下のとおり申請します。なお、補助金の審査及び決定に必要な高崎市が備える私の住民基本台帳に関する情報を高崎市が調査することに同意し、不正に補助金の交付を受けた場合は補助金を返還します。

補助金交付申請額 _____ 円

申請期別	□第1期（4月～9月）分		□第2期（10月～3月）分
補助対象月	家賃等（共益費及び管理費を含む） ※駐車場使用料、敷金、礼金及び更新料その他の居住以外の費用を除く。	住居手当等の額 ※家賃を補助することを目的とした手当等がある場合のみ記載。	補助対象額（千円未満切捨て） ※家賃等から住居手当等の額を差し引いた額の1/2又は限度額2万円/月を比較して小さい方の額
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
合 計			円

〔添付書類〕

- 1 高崎市保育士等家賃補助金交付申請に係る認定通知書（様式第2号）の写し
- 2 本人の身分を証明できるものの写し（初回の交付申請時のみ。ただし、記載事項に変更があった場合には添付すること）

様式第9号（第13条関係）

高崎市保育士等家賃補助金交付請求書

（宛先）高崎市長

請求年月日		年	月	日
請求者	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	連絡先	()		

年 月分から 年 月分までの高崎市保育士等家賃補助金として、高崎市保育士等家賃補助金交付要綱第13条の規定により以下のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先口座情報

金融機関名	銀行・信金 信組・農協		支店名	支店・出張所				
口座種別	普通・当座	口座番号						
ふりがな								
口座名義								

※振込先口座は、請求者本人の名義のものに限る。

〔添付書類〕

家賃の全額を支払ったことが確認できる書類